

当院では，入院時食事療養（Ⅰ）の基準について，東海北陸厚生局長に届出を行っており，管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降），適温で提供しています。

	区 分	標準負担額 （一食につき）
A	一般	510円
B	C・D に該当しない小児慢性特定疾患児童等又は指定難病患者	300円
C	低所得者Ⅱ（市町村民税非課税の世帯に属する方等で，標準負担額減額認定証を受けている場合） 入院期間が90日以内	240円
D	低所得者Ⅱ（市町村民税非課税の世帯に属する方等で，標準負担額減額認定証を受けている場合） 入院期間が91日以上	190円
E	低所得者Ⅰ（老齢福祉年金受給権者）	110円

- * 低所得者に該当する場合は，加入している医療保険の保険者（後期高齢者の場合は，各都道府県後期高齢者医療広域連合）から減額認定証を受け，保険証と一緒に提出してください。
- * 減額申請月以前の1年以内の入院日数が90日を越える場合（長期入院該当者）は，新たに申請を行ってください。

金沢大学附属病院